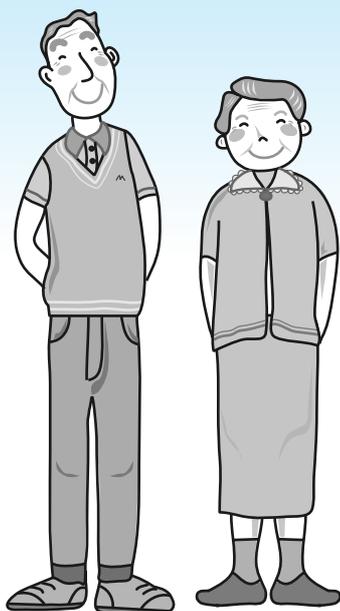


市・県民税の年金からの特別徴収 **引き落とし** について

市・県民税の年金からの特別徴収が平成21年10月から始まりました。対象となるかたの「平成22年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」の発送は、6月中旬となります。



平成22年度市・県民税の年金からの特別徴収対象者

公的年金受給者で次のすべてに当てはまるかたです

- 平成22年4月1日現在で65歳以上のかた（昭和20年4月2日以前生まれのかた）
- 公的年金に係る市・県民税が課税されているかた
- 介護保険料が年金から特別徴収されているかた

特別徴収の対象となる税額

公的年金に係る税額のみが対象となります。（遺族年金・障害年金は対象になりません）公的年金以外の所得があるかたは、所得の種類に応じて給与からの特別徴収または普通徴収（個人納付または口座振替）になります。

徴収税額の確認方法

通知書の3枚目で、徴収月と徴収税額を確認することができます。以下はその例です。

例

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

① 徴収月	特別徴収税額（円）
平成22年10月	3,000
平成22年12月	3,000
平成23年2月	3,000

平成22年10月から平成23年2月までの引き落とし税額です。

特別徴収を行う公的年金支払者の名称及び種類

④ 支払者の名称	厚生労働大臣
公的年金の種類	老齢基礎年金

*支払者の名称で「厚生労働大臣」とあるものは、厚生労働大臣から委任を受け、日本年金機構が特別徴収に係る事務を行うこととされています。

③の仮特別徴収税額について
平成22年2月に特別徴収された税額と同額です。平成22年4月・6月・8月に特別徴収します。

③の税額に金額が印字されているかた

平成22年10月以降は、年税額から③の仮特別徴収税額を差し引いた税額①が特別徴収になります。公的年金に係る税額のみのかたは、個人で納付する普通徴収分はありません。

③の税額に「*」が印字されているかた

平成22年10月から、①の金額が年金から特別徴収になります。第2期分までは普通徴収になります。

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、上記④の公的年金からその支払者が徴収します。また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

② 徴収月	仮特別徴収税額（円）
平成23年4月	3,000
平成23年6月	3,000
平成23年8月	3,000

平成23年4月から8月までの引き落とし税額です。

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

③ 徴収月	仮特別徴収税額（円）
平成22年4月	2,500
平成22年6月	2,500
平成22年8月	2,500

平成22年4月から8月までの引き落とし税額です。「*」があるかたは引き落とし税額がありません。

3